

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書1
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	シティユーワ法律事務所 弁護士 藤本 幸弘
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内2丁目2番2号 丸の内三井ビル
【報告義務発生日】	令和4年9月7日
【提出日】	令和4年9月13日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等に関する担保契約等重要な契約の締結

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	リニューアブル・ジャパン株式会社
証券コード	9522
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	シャanghai・アライアンス・ファイナンシャル・サービス・カンパニー・リミテッド (Shanghai Alliance Financial Services Co., Ltd.)
住所又は本店所在地	中華人民共和国200241上海市閘行区東川路555号乙楼2042室
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成22年7月1日
代表者氏名	ヤン パン (Yang Pang)
代表者役職	最高経営責任者 (CEO)
事業内容	投資業、金融情報サービス業及びコンサルタント業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番2号 丸の内三井ビル シティユーワ法律事務所 弁護士 藤本 幸弘
電話番号	03-6212-5500

(2)【保有目的】

純投資及び状況に応じて重要提案行為等を行うこと。

(3)【重要提案行為等】

該当なし。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	2,000,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 2,000,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		2,000,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和4年9月7日現在)	V	29,136,690
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		6.86
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		7.04

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、2022年9月7日付で、S M B C日興証券株式会社に対して、2022年9月7日から2023年3月12日までの期間、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、2022年9月7日に自己の計算で保有する発行者の普通株式(潜在株式を含む。)を売却等しない旨を合意しております。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	80,000
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	80,000

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地